

8628 松井証券

松井 道夫 (マツイ ミチオ)

松井証券株式会社社長

信用取引にかかる規制緩和のメリットを最大限活かした 新サービスを検討中

◆決算の概要

2013年(平成25年)3月期上期の業績は、営業収益78億円(前年同期比13%減)、経常利益27億円(同28%減)、純利益18億円(同20%減)と減収減益となった。これは、株式市場の低迷を受けて、上期の株式委託売買代金が3.3兆円と前年同期と比較して17%減少したことにより、委託手数料が落ち込んだことが主因である。

上期の業績を四半期毎に見ると、当第2四半期は、営業収益38億円(直前四半期比5%減)、経常利益13億円(同6%減)と、第1四半期よりさらに厳しい結果となった。これは、市場環境の低迷に伴う株式委託売買代金および信用取引残高の減少により、委託手数料および金融収支が減少したためである。一方、販売費・一般管理費は、23億円(同6%減)と、第1四半期から1億40百万円減少した。これは、広告宣伝費の減少や第1四半期に計上した株主総会費用等の季節要因がなくなったためである。

当第2四半期の決算は業界全体として厳しい状況となり、マネックスグループにおいては経常赤字、楽天証券およびカブドットコム証券においても直前四半期と比較して4割近い経常減益になった。当社では、営業収益対比の経常利益率が第1四半期、第2四半期ともに35%という高い水準を維持しており、厳しい市場環境が継続する状況においても健闘したと考えている。

◆業務の状況

当第2四半期の株式委託売買代金は1.6兆円と、直前四半期と比較して8%減少した。東証の1日当たり売買代金は1兆円を下回る日が続くなど、当社の主たる顧客層である個人の売買代金が減少した。当社の売買代金についても、1日当たり300億円を下回る低水準が続き、月間の売買代金が5,000億円まで落ち込んだ。また、閑散相場となったことから市場のボラティリティが低下し、デイトレーダーが収益をあげにくい環境となった。そのため、当社では注文件数がそれほど減少していないにもかかわらず、約定件数が減少しており、約定率の低下が売買の減少要因ともなった。

9月末の信用取引買残高は、6月末の1,440億円から200億円程度減少し1,230億円となった。2月から3月にかけて積み上がった信用買残高は、4月以降の株価下落に伴い、顧客が評価損を抱えたまま損切りしにくい状況が続いていた。しかし、6カ月間の返済期限が到来し、建玉の整理が進んでいる。足元ではさらに建玉の整理が進んだ結果、買残高全体に対する信用評価損益率は、-20%から-15%まで改善している。ただし、建玉の内訳を見ると、整理が進んでいるのは6カ月間の期日がある制度信用であり、無期限信用についてはほとんど残高に変化がなく、整理は進んでいない。評価損益率についても、制度信用が-10%台から-5%台まで改善している一方、無期限信用は-30%程度からほとんど改善していない。

個人株式委託売買代金に占める当社市場シェアは、第1四半期、第2四半期ともに低迷している。当社は、他社と比較して売買代金の割に信用残高が大きいことから、信用建玉の評価損が膨らむ局面において、逆資産効果により顧客の動きが鈍化する傾向がある。一方、逆に株価が上昇する局面では、信用建玉の評価額の上昇が

余力回復に貢献し、顧客の動きが活発になる傾向がある。

先物取引については、昨年11月より手数料の引き下げを行い、先物売買代金シェアが引き下げ以前の15%から20%程度まで上昇した。月間の取引顧客数についても、一時は4,000人程度まで減少していたが、直近では4,800人程度まで増加するなど、既存顧客の回転が効いているだけでなく、新しい顧客層の取り込みも寄与している。

FXについては、スプレッドの価格競争が厳しくなっており、当社のように100%カバー先に繋いでいる業者にとっては、ディーリングを行っている専門の業者ほど競争力のあるスプレッドを提示できる状況ではない。また、為替のボラティリティ低下により市場全体の売買が減少したことから、当第2四半期の収益は減少した。取引所FXについても、今年から変更となった税制一本化の影響により、市場全体の売買が急減している。

◆最近の取り組み

金融庁から公表されている通り、来年1月から信用取引の規制緩和が実施される。これまで、信用取引で取引する際、同一保証金では日計り取引が一度しかできなかったものが、来年からは同一保証金で1日に何度でも日計り取引が可能になる。つまり、信用取引の資金効率が大幅に向上する。これはそもそも、昨年10月よりサービスを開始した即時決済信用取引のメリットとして、当社独自で取り扱っていたものであったが、来年からは信用取引を取り扱う全ての証券会社が取引所立会市場で行うことが可能となる。規制緩和は、即時決済信用取引と全く同じ効果を生み出すことになるため、既に発表している通り、即時決済取引は11月半ばで中止する予定である。なお、当社はプレスリリースで公表している通り、来年1月4日の取引初日から今回の制度変更に対応する。他社も同様のスケジュールのようだが、当社ではシステム対応が予定通り進んでおり、1月4日の取引初日から問題なく対応できる体制を整えている。また、今回の規制緩和のメリットを最大限活かした新しい施策について、現在検討中である。

(平成24年10月25日・東京)

* 当日の説明会資料は以下のHPアドレスから見ることができます。

(<http://www.matsui.co.jp/ir/ja/finance/set.html>)